

近世後期における民衆の孝道德の源流をめぐって — 『古文孝経孔子伝』と貝原益軒を中心に—

The Origin of Filial Piety from *Kobun Kokyo Koshiden* and Kaibara Ekiken

早川 雅子
Masako HAYAKAWA

Keywords : filial piety, obligation morals, Kaibara Ekiken

キーワード : 孝、恩、貝原益軒

近世後期の民衆道德において、第一義的な徳目は孝であった。

誠なる哉、天性の道。尊き恩恵深き慈愛の有り難さは、太山蒼海も譬喩るに足ず。如何程孝養を竭すと雖も、万が一返し報ずること能ず⁽¹⁾。

天保6（1835）年刊『孝行往来』（小川保麿）の一節である。およそ1800年以降の民衆における孝道德の特徴は、この教訓科往来物の一節に集約されている。第一は、孝の内容である。孝養を竭すとは、孝養の糧を稼ぐ勉励、あるいは家職維持のための忠義、さらに法度の遵守までを含む、孝養に関わる行為すべてを尽くしきわめることを意味する。つまり、孝とは、民衆が現状の社会体制のなかで、日々を安穩に暮らし家を守るために実践すべき規則、心がけである。「百行の本」と説かれるごとく、日常生活全般に行き渡る通俗的な道德ともいえる。第二は、孝を实践せねばならない根拠、孝の動機付けとして、報恩の観念が設定されることである。親の恩愛は、孝養を以て報いても万分の一も返せない程に有り難い。せめてもの恩返しに、孝を尽くさねばならないという論理である。そして第三に、孝は天性の道、生まれつき具わっている生きかたと定められている。親の恩に報いて孝を尽くすのは人間の本性、不孝は本性に悖る行為ということになる。不孝を正して本来の生きかたに復って孝を尽くす、それが人が行うべき道、人間の証だという道德論である。詰まるところ、近世後期における民衆の孝は、報恩観念を動機とする日常生活全般にわたる規則・心構え、人間ならば当然の生きかたと捉えられていた。

享保16（1731）年、太宰春台撰『古文孝経 孔子伝』（以下、太宰本『古文孝経』）が刊行される⁽²⁾。同書は頻繁に版を重ね、『孝経』講釈や考証の興隆がはじまる⁽³⁾。その『古文孝経』には、「六 庶人」という章がある。まさに、民衆の孝を説く章である。曰く、「因天之时、就地之利、謹身節用、以養父母（生業に励み、行いを謹み、節用に努め、以て父母を養う）」と。文字数二十二も満たない程の簡易な内容である。実際、春台自身による解釈本『古文孝経 国字解』でも、「六 庶人」解釈は、生業精勤と述べるのみで、さりげないほどに簡素である⁽⁴⁾。

孝の動機付けとしての報恩の観念も、春台の解釈には現れない。太宰本『古文孝経』の意義は、恩愛という思想を取り入れた点にある⁽⁵⁾。しかし、その恩愛とは上に立つ者が下の者に施す恵みを意味する。「恩は報いるもの」という観念にまでは、展開していない。太宰本『古文孝経』は、刊行の段階では、あるいは少なくとも春台の孝経解釈においては、民衆の孝道徳へと展開する要素に乏しかったのではあるまいか。

本稿の目的は、近世後期における民衆の孝道徳の源流を、太宰本『古文孝経』に加えて、その他の思想から探ることにある。対象は、貝原益軒（寛永7/1630年～正徳4/1714年）の恩の思想である。益軒における恩の観念、報恩の論理を分析し、民衆の孝道徳との連続性を考察する。周知のように、恩観念の儒学への導入は、益軒を以て嚆矢とする。その教訓本は、広範な階層に受容され、民衆道徳の形成にも影響を及ぼした。

もちろん、太宰本『古文孝経』が孝道徳の展開に果たした役割も軽視することはできない。

そこで先ず、民衆の孝道徳との関連という観点から、太宰本『古文孝経』を概観し、その特徴と問題点を確認する。続いて、益軒における恩の思想の考察に進みたい。

【表1】章立て対照表

古文孝経		今文孝経	
章数	章名	章数	章名
1	開宗明義	1	開宗明義
2	天子	2	天子
3	諸侯	3	諸侯
4	卿大夫	4	卿大夫
5	士	5	士
6	庶人	6	庶人
7	孝平		
8	三才	7	三才
9	孝治	8	孝治
10	聖治	9	聖治
11	父母生績		
12	孝優劣		
13	紀孝行	10	紀孝行
14	五刑	11	五刑
15	広要道	12	広要道
16	広至徳	13	広至徳
17	応感	16	応感
18	広揚名	14	広揚名
19	闔門		
20	諫諍	15	諫諍
21	事君	17	事君
22	喪親	18	喪親

1. 太宰本『古文孝経』と民衆道徳

『孝経』には、古文と今文との二種のテキストがある。『古文孝経 孔子伝』は、前漢の孔安国伝と称される古文の注で、本国中国では亡失していた。太宰春台（延宝8/1680～延享4/1747）は、日本に残存する写本を収集、校訂を重ねて、はじめて刊行した。

古文と今文の相違は、章の分け方と、章の順序立てにある（【表1】参照）。章の分け方とは、古文が、今文の一章を二つの章、あるいは三つの章に分割したことである。ちなみに、偽作という理由で今文では除かれた「闔門章」を追加した結果、古文の章数は二十二章となり、今文十八章より四章多い。この章の分け方は、『孝経』講釈に幅を広げる効果をもたらした。民衆における孝道徳との関連という点では、今文「九 聖治」の分割が注目される。

太宰本『古文孝経』は、今文「九 聖治」という一つの章を分割して、三つの章を立てる。「十 聖治」「十一 父母成績」「十二 孝優劣」である。二つの章の内容と働きを、順次概観しよう。

「十一 父母成績」の主題は、題名の通り、父母が子どもを養育する功勞である。この養育の功勞は、父母の恩愛と称される。

父母ノ養育ヲ受ケテ成長スル間ダ、父母ノ功苦コレヨリオオヒナルハナシ。君親臨之トハ、
父母ノワレヲノゾミテ養ヒソダツル恩愛ノ厚キ、コレヨリ重キハナシ。

(太宰『古文孝経国字解』 以下、太宰『国字解』と略)

親は、慈愛を施して子どもを養育する。対して、恵まれる子どもは、その慈愛の広大さを以て父母の恩愛と受けとめる。「十一 父母成績」は、養育の恩愛をテーマに掲げる独立した章である。一つの章を立てて言挙げすることにより、養育の恩愛は強調され、孝徳を構成する要素として位置付けられる。太宰本『古文孝経』「十一 父母成績」は、恩の觀念を孝道德に組み込み、その意義を高める端緒になったといえる。

次は、「十二 孝優劣」である⁽⁶⁾。孝に励むことと怠ること、及び、その結果の優劣が説かれる。ここで問題になるのは、誰が孝に励むのか、つまり、「十二 孝優劣」は誰に向けて説いた教えかである。

太宰『国字解』は、道理に背いて孝を疎かにすること、すなわち、悖徳悖乱を解して、次のように説く。

君子ハ悖徳悖乱ノコトヲナサズ。マタ不義ノ富貴ヲ求メサルナリ。

君子とは、「士ヨリ以上(凡君子ト云ハ、士ヨリ以上ナリ)」をいう。主著『經濟録』凡例によれば、「士ヨリ以上」とは、執事、執政、官吏、小吏、旗本・御家人、浪人などを指す⁽⁷⁾。つまり、国の君主に仕える為政者、もしくは為政者の能力を具えた者を称して、君子という。「十二 孝優劣」は、政治を行う者に向けて孝を説いた章である。

本来、孝には、徳治の働きがある。王者は自ら孝を行って範を垂れ、民を教化する。王者の孝徳によって国が治まる、という政治的な働きである。今文では、「九 聖治」、それに先立つ「七 三才」「八 孝治」の三つの章にわたって、王者・聖人による徳治を叙述している。たとえば、今文における悖徳悖乱は、王者の行為に他ならない。

太宰本『古文孝経』は、徳治に関する章「九 聖治」を分割して、「十一 父母成績」「十二 孝優劣」を別立てたのである。孝道德の展開、あるいは、『古文孝経』の普及において、その意味は大きい。第一は、前述したように、恩の觀念を孝道德に組み込んだことである。第二は、孝における徳治の意義を希薄にしたこと、換言すれば、孝を個人の道德にしたことである。民衆が行う道德へと展開する門戸が開かれたといえよう。『古文孝経』は、人が行うべき道を説いた

経典と位置付けられたのである。

この第一の恩、第二の人が行かう道について、太宰本『古文孝経』の解釈を今少し詳しく検討する。

恩に関する解釈は、太宰『国字解』を通じて三箇所説かれる。一箇所は前掲引用、残る二箇所は以下の通り。

一つは、父母を尊敬する情が生ずる所以を述べる箇所である⁽⁸⁾。父母が子どもを養育する恩に起因して、子どもは父母を尊敬するようになる、という。

父母ノ子ヲ養育スルノ恩ヨリ生ジテ、子トシテ父母ヲ愛敬スルノ情ソナハリテ、日々ニコ
レヲ尊フコトヲシルナリ

もう一つは、孝が徳の本源であることを証明する箇所である⁽⁹⁾。

徳ハ得ノ字ノ義ニシテ、ソノ善ヲソナヘ得タルヲ云。天地ノ道モ日月星辰ソノ次第ヲウシ
ナハズ。…万民上ノ恩恵ニナツキ永世マデ其君ノ徳化ヲウタフコトハ、人君タルノ道ヲ得
レバナリ。人ノ父母タルモノモカクノ如シ。子孫和シテナビキシタガヒ、兄ハ弟ヲイツク
シミ、弟ハ兄ヲウヤマヒ、親戚ヨロコビタノシミ、姻族アツクムツマシキハ恩恵ノ道ヲ得
レバナリ。

徳は善なる働きを具えている証拠として、天地・人君・父母の徳行がもたらす効果を挙げる。天地は順行、人君の善政によって万民は徳化し、父母の慈愛によって親族は睦まじい、と。ここでは、恩恵は人君の善政、父母の慈愛を指している。

これらの用例から、太宰『国字解』における恩の観念を、次のように捉えることができる。先ず、恩は、上位と下位という対峙する位が設定されたなかで、上位のものが下位のものに施す恵みである。人君と臣下・庶人との関係において人君が施す善政、父母と子どもの関係において父母が施す慈愛、いずれも施与するものと恵与にあずかるものという構図である。次に、万民が徳化する、親族が和睦するというように、下位のものにおいて、受けた恩に起因する効果が現れる。つまり、恩には、施与されたものに対して、恩に応える動きを起こさせる働きがある。恩がただの恵みや施与と異なるのは、恩を受けた側の反応を伴う点にあるといえる。しかしながら、用例の限りでは、恩を受けた側の反応は、報わねばならないという義務と解することはできない。太宰『国字解』における恩には、報恩の観念の萌芽は認められるとしても、報恩の義務は成立していないといえよう。

太宰本『古文孝経』刊行から降ること凡そ50年、1700年末になると、『古文孝経』解釈に報恩の観念が頻出するようになる⁽¹⁰⁾。冢田大峯（延享2/1745年～天保3/1832年）の解釈を例示しよう。大峯は、寛政異学の禁を批判した折衷的な古注学者として知られ、『冢註』とよばれ

る膨大な経書解釈本は、1800年代に最も普及した解釈本の一つである。

以下は、天明8（1789）年刊『古文孝経 和字訓』の一節である⁽¹¹⁾。

父母は子をめぐみやしなひてあくことなく、其恩の至らざることなきものなれば、人たるものはよろしく身をたてて父母の恩を報ずべきを以て孝道の道をさだめ…

報恩の義務こそが孝道だという解釈である。しかも、孝道は人間の本性、とされる。

是人として其父母の恩にそむくまじきは、すなはち万の物の天地の気にもとるまじきと同じきなり。此ゆへに、父母につかふるの孝は、天地の常にそなはりし義にして、人の定まりし行ひなり。

孝は「人の定まりし行ひ」、生まれつき定まっている道である。その道は、生成論とでもいうべき論理に基づいている。論理の大要は、次のように解せよう。

父母が子どもを養育する恩は、天地の気の働きに準ずるものである。天地の義、つまり、天地が万物を生成する条理は、天地により生成された人間にも具わる。それが、生得の孝道である。

このような生成論は、『古文孝経』に由来するとは思われない。というのも、テーマを孝道に絞り込んだ経典だからである。生成論を論拠とする報恩の観念は、『古文孝経』とは別のところに求めねばならないだろう。朱子学を修めた貝原益軒をとりあげる所以である。

続いて、第二の課題、人が行うべき道を検討しよう。前述のように、太宰本『古文孝経』は、人が行うべき道を説いた経典という位置付である。では、この人とは誰か、いかなる階層の者が『古文孝経』を学ぶのか。

太宰春台の意図は、明確である。徂徠学者・春台にとって、道とは「経世済民の道」、天下を治める道に他ならない。孝道もまた然り。太宰本『古文孝経』は、為政者のための経典である。

そもそも、『古文孝経』の構成自体、民衆の孝への視野がひろいとはいいがたい。その構成では、「一 開宗明誼」で孝の要諦を掲げ、続く「二 天子」から「六 庶人」の五章にわたって、天子・諸侯・卿大夫・士・庶人という五つの階層に分けて、それぞれの孝の細目を説く。庶人の孝は生業精勤のみであること、既に論じたとおりである。ちなみに、冢田大峯の解釈も、「庶人は仕へざれば禄のなきものにして、ひたすら働きて父母を養育するのみの孝行なり」（『古文孝経 和字訓』）と、簡素きわまりない。

確かに、五つの階層がそれぞれの孝に勤めれば、社会の秩序は保たれるだろう。しかし、孝経に説かれる「庶人の孝」に、民衆に対して積極的な孝養励行を促すほどの説得力はない。民衆における孝道徳が展開する要因もまた、『古文孝経』「庶人の孝」とは他のところに求めねばならないだろう。

2. 天地の恩と父母の恩 — 貝原益軒における恩 —

貝原益軒は、儒学者、教育家、本草家など多彩な顔を持つ。儒学者、そして教育者としての学問観は、次の言説に現れている。

我が儒ノ道ハ、経世済民ノ道トテ、世ヲオサメ人ヲスクフ大道ナリ。其学ハ、有用ノ学トテ、マツワガ身ヲオサメテ人ヲオサメ、人倫ノ道ヲ行ヒ、天下国家ノタメ天地万物ノタメ用ヲナス学問ナリ。無用ノ空言ニアラズ。 『五常訓・二八』 p.81⁽¹²⁾

益軒にとって儒学とは、役に立つ学問である。役に立つとは、国が治まり社会が安定し、天地万物の生育成長に有効だということである。具体的効果がなければ、無用な観念論にすぎず、儒学ではない。目に見えて効果が現れるとするならば、行うに納得が行き、かつ、行いやすいはずである。

君子の道は、もとより易簡なり。易なれば知り易く、簡なれば従ひ易し。知り易きは艱深ならざるによるなり。従ひ易ければ、よろしく行ひ功あるべし。ここを以て従ふもの多きなり。 『大疑録・上・二四』 p.23⁽¹³⁾

儒学の教えは、本来、易簡である。わかり易いから物にし易く、簡単だから習い易い。益軒にとって儒学とは、決して難解であってはならず、誰れでも学ぶことができる学問である。この『大疑録』に著された儒学観は、朱熹の存在論に向けられた疑問でもあるが、また、教訓書執筆の動機であったと思われる。益軒の教訓書は、民衆が学ぶことができるように、自らの儒学を噛み砕いた教えだといえよう。

恩の思想は、天地の恩から説き起こされる。『益軒十訓』と称される教訓書中の一冊、『五常訓』に詳しい。

人ハ父母ヨリ生ズトイヘド、其根本ヲタツヌレバ、皆天地ノ恩ニ寄りテムマル。ムマレテ後、一生ノ間モ、亦天地ノメグミニヨリテ身ヲタツル事、猶オヤノ気ヲウケテ、ムマレテ後モ、オヤノ養ヒニヨリテ、人トナルガゴトシ。是誠ニキハマリナキ大恩ナラズヤ。此故ニ、天地ヲ以大父母トス。天ヲバ父ト称シ、地ヲバ母ト称ス。人ハ天地ノ子ナリ。マコトニ天地ノ恩ノキハマリナキ事、海山ヲ以モタトヘガタシ。

『五常訓・四〇』 p.95

益軒によれば、人は天地の恩によって生まれた天地の子である。これは、次のような論理に基づく。人は、実際は、母親の腹から生まれる。誕生の事実から見れば、生みの親が父母であ

り、人の子である。しかし、人の形質は、物質的要素・気から成り立っている。後述するように、益軒の生成論では、天は未だ形となって現れずに流行している気その物、地は気が凝集して目に見える形になった物の総体（大地・山河・人・物など形質を持つものすべて）の意である。その形質を構成する要素という観点からいえば、人は天（気）が凝集して、形となって現れた地の一部分である。その意味では、人のもととは天地だといえる。つまり、生生の原理から見れば、人は天地から生まれた天地の子である。

したがって、人には二種類の父母がいることになる。生みの親である現実の父母、いわば、今の生きている自分のもとである父母と、形質のもとである天地との二種類である。そして、現実の父母と天地は、人がそこから生まれるもと、存立の本源という点において、パラレルな関係にあり、その意義も等値である。

引用によれば、天地の恩には、人間万物を生成する恩に加え、その恵みによって万物を生育させる恩がある。天地の生成と養育の恩は、即、父母の恩である。この世に生を授けてくれた生みの恩と、人と成るまでに育ててくれた育ての恩である。まさに、「天地ノ恩ト父母ノ恩トハ同ジ」（『五常訓・一〇』p.76）である。

ところで、このように生成論に基づく恩の観念は、前節で挙げた冢田大峯にもみることができた。もっとも、大峯の場合、少なくとも孝経解釈本を検討する限りでは、生成論に緻密さを欠く。大峯が目指したのは経世の学であり、生成論への関心は薄いとも思われる。しかし、益軒は、朱子学の理論を援用して、存在の論理を展開し、それに基づいて道徳論を導き出す。存在の論理は、天地の恩の論理的基盤になっているともいえる。益軒独自の存在の論理を把握しておきたい。

益軒の存在の論理は、理気一体的な構造である（「理はこれ気の理なれば、理と気とは分つて二物となすべからず」⁽¹⁴⁾）。その骨子は、「形而上下」の解釈からしることができる。

愚謂へらく、形は体質あるの謂なり。上は天にあるの謂なり。下は地にあるの謂なり。蓋し、形而上なるものとは、陰陽の気、形なくして天にあるを謂ふ。これ万物形器の上にあるものなり。故にこれを形而上なるものと謂ふ。…形而下とは、万物おのおの剛柔の形質を成して地にあるを謂ふなり。
『大疑録・下・六一』p.40

一読して明らかなように、形而上は『五常訓』にいう天に、形而下は地に相応する。形とは、すがたかたち有る物の意。形而上とは、未だ形となって現れていない物のもと、すなわち、天に流行している陰陽の気をいう。形而下とは、陰陽の気が形質を成して現れた物をいう。形而上は、朱子学の理のごとき、形を超えた存在を意味しない。

道もまた、然り。物の条理、法則ではない。

天にあるの二気、流行交運するを以て、これを道と謂ふ。…蓋し、陰陽流行して万物を化

生す。これ乃ち天の道なり。万物とは、山河・大地・人物をいう。みな形ありて、下にあるものなり。
『大疑録・下・六一』 p.40

道とは、一たびは陰に、一たびは陽にと、流行交運している気その物を指す。天の気が陰陽流行する運動から、万物は生まれ出る。この万物を生成する運動こそが、天の道に他ならない。益軒の存在の論理は、今まさにここに在る物の成り立ちである。益軒にとっては、在る物こそが世界の全てであった、といってもよいだろう。

それ天地の間は、すべてこれ一気にして、その動静を以てすればこれを称して陰陽となし、その生生息まざるの徳、これを生と謂ふ。…その流行を以て、一は陰となり一は陽となる、その条理ありて乱れざるを以て、又これを理と謂ふ。

『大義録・下・八一』 p.55～p.57

天地の間に在るのは、物を構成する要素・気のみである。この気には、動静流行して万物を生成して已まない働き・能力が具わる。これを、生の徳という。そして、理は、盲動せず正しく働くという生の徳の性質である。益軒における気は、すぐれて能動的な働きをもつ物である。天の道とは、気が生の徳を実現してる状態ということができるだろう。

人を含め万物は、生の徳を具えた気が形となって現れた物である。したがって、万物は生まれながらにして生の徳が具わっていることになる。この生まれながらの人の特質は、次のように説かれている。

生理トハ、天理ノ生生シテヨク物ヲ生ズルヲ云。此生理ヲ人ノ身ニ生マレツキタル故ニ、人ノ身ニメグミノ心胸中ニミチミチテ、ヨク物ヲアハレム。是ヲ以、人ノ身即是仁ナリ。

『五常訓・二七』 p.85

朱子学では、人に舍る物の理を性という（性即理）。益軒もまた、朱子学に則り、存在の論理に基づいて道德論を構築する。天の生の徳を、人の側から人の働きとして捉え直したのが、仁の徳である。万物を生成して已まない働き（生の徳）は、人に転ずると、万物をいとおしみあわれむ働き（仁の徳）になる。人の身は生成已まざる気によって出来ているのだから、人は万物をいとおしみあわれむように生まれついているわけである。存在の論理にしたがえば、物をいとおしみあわれむ働きは、人の本性である。

以上概観した存在の論理を基盤して、天地の恩は説かれる。天地の恩は平易な表現を用いて解き明かした存在の論理ともいえるが、論理の立脚点を異にする。天地の恩という考えかたは、存在の論理における気の働きを、人の側から仰ぎ見、受けとめたところから生ずる。天地は大父母と称せられるが、そもそも父母という呼称は、子が生み育ててくれる親を指して呼ぶ言葉

である。人の存立の本源である気の働きは、人の側からみれば、我が身を生成し養育を施してくれる天地の恵みと捉えることができるだろう。この人の側からみた天地の恵みが、天地の恩だといえる。

天地の恩は、恩の構図としては、太宰『国字解』における恩の観念に類似する。つまり、上位と下位という対峙する位が設定されたなかで、上位のものが下位のものに施す恵みである。ただし、その恵みを施される下位のものの立場から捉えた点に特徴がある。天地の恩は、恵みを施される側、すなわち、人に関わる問題である。そこで、天地の恩には、人は天地の恩にどのように応ずるのか、という課題が付随する。

天地の恩に応ずる内容自体は、益軒の学問観に相応しく、簡単である。

仁ヲ行フハ、即天地ノ御心ニシタガイテソムカザル也。タトヘバ主君ヨリサツケ給ヘル官職ヲヨクカムルヲ以テ、君ニツカフル忠義トスルガゴトシ。仁ヲ行ヒテ天地ノウミテ子トシ愛シ給ヘル人倫ヲ愛スルガ、天地ニツカヘ奉ル道ナリ。 『五常訓・四〇』 p.45

人は、天の生の徳を仁の徳として生得し、万物をいとおしみあわれむように生まれついている。仁の徳を実現する、つまり、万物をいとおしみあわれんで生きることが、天の道に対応する人の道になる。本性を現して生きればよいのである。

さて、孝である。天地の恩の論理では、孝の徳は仁の徳に包摂される。引用を挙げよう。

仁ト孝トハ一理也。天地ノ恩ト父母ノ恩トハ同ジ。父母ニツカフル心ヲ以天地ニツカフルハ仁、天地ニツカフル心ヲ以父母ニツカフルハ孝ナリ。 『五常訓・四六』 p.101

益軒においては、天地と現実の父母は、存立の本源という点においては同等であり、天地の恩は、即ち父母の恩である。天地の恩に応ずる仁の徳を、生みの親の恩に応ずる徳に限定すれば、孝の徳に置換される。万物をいとおしみあわれむ仁と、父母に親しみ大切にする孝とは、生き身に施与された恵みに応えるという意味において等しいのである。

このように、益軒における恩の思想は、天地の恩という文脈で論じられる。そして、この恩の思想に、近世後期における民衆の孝道德へと展開する要素を認めることができる。

第一は、孝の内容に関連する。孝を仁に包摂することによって、孝の内容は「庶人の孝」で説かれるような生業精勤と親の孝養のみに限定されず、日常生活全般にわたる規則、心構えにまで拡大する要素をもつことになる。万物をいとおしんであわれむ仁の徳は、社会や人との接し方にも通ずる。実際、あらゆる人は天地の子という意味では兄弟に等しく、たとえば人君は嫡兄、大臣は嫡兄の補佐役に準ずるから、兄弟として愛さねばならないという⁽¹⁵⁾。

第二に、民衆の孝道德では、孝は天性の道と定められているが、恩の思想はその論理的根拠を提供する。恩の思想によれば、仁の徳、したがって孝の徳は、人間の本性だからである。人

は天地の子として、万物をいとおしみあわれむように生まれついている。いとおしみあわれみが父母に向かえば、父母を大切にす孝になるのである。

3. 報恩観念の展開

益軒における天地の恩・父母の恩という考えかたには、いかにしてその恩に応ずるのかという課題が附随する。生みの恩は報恩の観念を伴う、ともいえる。益軒の場合、応ずる内容は簡単で、生得の仁の徳を実現するだけよい。否、人は生の徳を具えた気からできているのだから、仁の徳を実現するより他に選択肢はない、と述べた方が適切であろう。この点は、益軒も認めるところである⁽¹⁶⁾。しかし、報恩が本性のままに生きることのみならば、報恩は義務とはいえないし、自律性主体性も要しない。報恩は、どのようにして義務となり、また、自律的主体的な行為となるのだろうか。

一つの鍵は、「シル」「サトル」という用語である。

天地ノ恩ノムクヒガタキ事、子トシテ父母ノムクヒガタキト同ジ。人ハ万物ノ靈ナレバ、ナドカ天地ノ恩ノ大ナル事ヲシラデスギヌベキヤ。故二人ノ道ハ、タダ天地ノ恩ヲシリテツカエ奉ルニ有リ。 『五常訓・四〇』 p.95

カホドキハマリナキ天地ノ大恩ヲウケナガラ、ソレヲサトラズシテ、ハカナキ世ノマヨヒニマヨヒテ、天道ニソムキ人道ヲ行ハズ、其大恩ノ万一ニモ報ゼズシテ身ヲオハリナン事、イトロヲシ。 『五常訓・四一』 p.96

これらの引用では、天地の恩に報いるという言説が、天地の恩を知ることに関連付けて述べられる。天地の恩を知る、あるいは、天地の恩を受けていると悟ることが、天地の恩に報いる契機になっている。

天地の恩を知るとは、人の身を生み成す天地の恵みが、今ここにいる自分のもとだと理解することである。今ここにいる自己を見詰め、その存立の原理を自身に問いかけ、存立の本源は天地にあることを了解するまでの一連の認識行為である。こうして自己の存立の原理を理解して始めて、天地を人の本源として上位に位置付けることができ、また、天地の働きが直ちに人の本性となることに得心いくだろう。

天地の恩・父母の恩に報いる行為は、「ツカフル」と表現されることが多い。たとえば、「天地ノ恩ヲシリテツカエ奉ルニ有リ」「天地ニツカフル心ヲ以父母ニツカフルハ孝」「天地ニツカヘ奉ル」などである。この「ツカフル」という表現は、天地と人・父母と子との関係、恩に報いる行為の本質を端的に示している。すなわち、「ツカフル」とは、下位にあるものが上位にあるものを捧げ、上位のもの動きや意向に合わせるという意味である。

確かに、報恩は、仁徳の実現という意味では、本性のままに生きることに違いない。しかし、存立の原理を理解した者にとっては、実践を通して自らの本性を確認し、人として生きている

証を立てる行為になる。すなわち、報恩は、人としての証を立てるために自己を律してなさねばならない義務になるのである。

ここで留意したいのは、報恩は万人の義務ではない点である。

天地ニツカヘ奉ル事ヲシラデ、一生ノ間、夢見ルガ如ク、酒ニエヘルガ如ク、マヨヒテサ
トラズ、此身オハリテ、草木禽獸ト同ジククチナン事ハ、人ト生マレタルカヒナシ。

『大義録・四一』 p.96

存立の原理を理解しなければ、人として生きている確信を得ないまま漫然と日を過ごすばかりである。そもそも、天地の恩を知らないのだから、恩に報いるなどと発想すらなかろう。益軒によれば、「人ト生マレタルカヒナシ」である。内面的自覚を前提にして主体的自立的に恩に報いるという論理において、益軒の恩はまさに儒学である。

益軒における報恩の観念が、民衆の孝道德に影響を及ぼしたこと、論を俟たないだろう。恩に報いるという考えは、教訓書の刊行を通して、広範に普及したと思われる。『古文孝経』解釈の分野でも、1700年末に報恩の観念が頻出するようになるが、報恩観念の普及と無関係ではなかろう。

しかしながら、益軒の報恩は、生成の原理を理解した者にとっての義務にすぎない⁽¹⁷⁾。生成の原理を探究する知的思索を、民衆全てに要求するのは不可能であろう。民衆の孝道德における報恩には、民衆にとって卑近な根拠が必要である。

先ず、父母の恩廣大にして測り無きを知るべし。抑も胎内に宿れば、母の辛苦父の心配一朝一夕の苦勞に非ず。安産を神仏に祈り、身を慎み、漸く十月を歴て此世に生まれ、夫れより已來、襁褓の内穢れを厭はず、終日抱き抱え乳を哺くめ、終夜寝ね給はず…日日夜夜子の為に千辛万苦已む暇なし。

『孝行往来』

『孝行往来』における報恩の根拠は、生みの恩・育ての恩である。それは、もちろん、益軒のような存在の論理に基づく恩ではない。血縁で結ばれた父母の慈愛という、直截かつ感覚的で、しかも、決して否定できない恩である。このように報恩観念が展開するには、さまざまな要因が想定されよう。たとえば、幕末期に向けて親と子との間の情的結合が深まったこと、あるいは、民衆教化政策などである。しかし、それは、孝道德の源流を探るという本稿の目的を超えた課題である。

結

近世後期における民衆の孝は、報恩観念を動機とする日常生活全般にわたる孝養で、人間として為すべき生きかたと捉えられていた。本稿では、太宰本『古文孝経』、及び、貝原益軒の恩の思想を対象に設定し、民衆における孝道德の源流を探った。

太宰本『古文孝経』は、恩の観念を孝道德に組み込み、報恩観念が展開する発端となった。しかし、民衆の孝は、生業精勤と説かれるのみで、民衆の日常道德にまで敷衍する要素は少ない。一方、貝原益軒の恩の思想には、民衆の孝道德へと展開する要素を認めることができる。第一は、孝の内容で、社会や人との接し方なども孝に含まれ、日常生活全般にわたる行動や心構えへと展開する要素がある点。第二は、孝が人間の本性である論理的根拠を提供した点である。そして、第三に、報恩の観念を構築した点である。

孝は、近代国家においても重要な位置を占める。近代国家では、近代家族の形成が、国策として進められる。孝は、家族結合をより強める働きがある。また、近代国家では、国民国家という観点から、国民の一体感が強化される。孝は社会的安定に寄与する概念であり、忠孝一致のスローガンのもと、国民総力の結集がはかれるのである。近世後期の民衆の孝が、近代国家における孝にどのように連続するのかは、検討すべき課題である。本稿では、その課題を検討する前提として、孝の源流を探った。

【注】

- (1) 天保6(1835)年刊 小川保磨(玉水亭)著 大坂・京都四書肆版(伏見屋嘉兵衛、須原屋兵左衛門、山城屋作兵衛、吉野家仁兵衛)
- (2) 太宰春台撰『古文孝経 孔子伝』は、筑波大学付属図書館蔵『重刻 古文孝経孔子伝』天明3(1783)年刊、嵩山房・小林新兵衛版を使用した。
- (3) 近世中後期の孝道德と『古文孝経』との関連については、佐々木潤之介『江戸時代論』(吉川弘文館、2005)などを参照。
- (4) 太宰春台『古文孝経国字解』は、筑波大学付属図書館蔵『古文孝経国字解』明和3(1777)年刊、嵩山房・小林新兵衛版を底本とし、東京都立中央図書館加賀文庫所蔵本を参照した。
- (5) 拙稿「太宰春台撰『古文孝経孔子伝』「第十一 父母成績」の意義」(『目白大学 人文学研究』第5号、2009)を参照されたい。
- (6) 拙稿「『古文孝経孔子伝』普及における分章の意義 —「第一二孝優劣章」の解釈を通して—」(『目白大学 人文学研究』第6号、2010年)を参照されたい。
- (7) 頼惟勤校注『日本思想体系 37 徂徠学派』(岩波書店、1972)、p.14。
- (8) 「是故親生毓之以養父母曰嚴」(十聖治)の解釈。孔伝では、「育之父母也。故其敬父母之心、生於育之恩」とある。
- (9) 「子曰 夫孝、徳之本也。教之所繇生也」(一開宗明誼)の解釈。
- (10) 報恩の観念は、折衷学の祖・井上金峨(享保17/1732年~天明4/1784)『新刻 孝行集説』にも現れる。同書の刊行は、宝暦6/1757年である。
- (11) 冢田大峯『古文孝経 和字訓』は、筑波大学付属図書館蔵、天明8(1789)年、嵩山房・小林新兵衛版を使用。解釈では、『冢註 孝経』安永7(1779)年、嵩山房・小林新兵衛版を参照した。
- (12) 『五常訓』は、荒木見悟・井上忠校注『日本思想体系 34 貝原益軒・室鳩巢』(岩波書店、1970)

- を使用。本文中に掲載ページ数を記入した。
- (13) 『大義録』は、井上忠他編『近世儒家資料集成 第六巻 貝原益軒資料集 下』（ぺりかん社、1989）を使用し、荒木見悟・井上忠校注『日本思想体系 34 貝原益軒・室鳩巢』（岩波書店、1970）を参照した。書き下し文と番号は、『岩波体系34』に拠り、本文中に掲載ページ数を記入した。
 - (14) 『大義録・上・一〇』 p.17。
 - (15) 天下ニアラユル民ハ、ワレト同ジク天地ノ子ナレバ、皆我が兄弟ナレバ、尤モ愛スベキ事、云ニ及バズ。鳥獸草木ナドノ万物ハ、ワガ類ニハアラザレドモ、同ジク天地ノ気ヲウケタレバ、我がトモガラナリ。…大君ハ我が嫡兄也。大臣ハ嫡兄ノ家相ナリ。老人ヲウヤマフハ、ワガ兄ヲウヤマフ也。イトケナキヲイツクシムハ、ワガ弟ヲ愛スル也。…人タル者ハ、天ノ子ニシテ、天下ノ人ハ、皆ワガ兄弟ナル事、カクノゴトシ。（『五常訓・七五』 p.75）
 - (16) 五倫ノ外ニ道ナシトシルベシ。…此外ニサラニ心ト道トヲ求ムベカラズ。イカントナレバ、天ノ心、天ノ道ニソムケバナリ。人トナルモノハ、天地ノ恵ミヲ受ケテ、身ヲオハルモノナレバ（『五常訓・二二』 p.82）。
 - (17) 益軒の教育論も、同様の論理構成である。親が自発的に子どもの教育に取り組む前提として、人の成立ちを知るといふ段階が存在する。拙稿「江戸町方住民の主体形成」（『目白大学 人文学研究』9号、2012年）を参照されたい。

（平成25年11月6日受理）